

申請書裏面について
は15ページ参照。

- ② 申請書裏面のコード表を見て記入して下さい。
- 写真は次のものを1枚貼って下さい。
- ・寸法は横24mm×縦30mm（運転免許証サイズ）
 - ・上三分身（胸から上）、正面、着衣、脱帽、無背景
 - ・申請前6か月以内に撮影したもの
- ※鮮明で変色の恐れのないもの
- また、写真の裏面に必ず氏名を記入して下さい。
- なお、次のような写真は撮り直してをお願いがあります。
- ・指定の寸法や規格を満たしていないもの
 - ・サンダラスやヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの
 - ・デジタル写真の品質に乱れがあるもの（画像処理がなされているものや不鮮明なもの）
 - ・変色や傷があるもの
 - ・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの
- 詳しくは、P26を参照して下さい。
- 住所地以外（勤務先など）に免許証の送付を希望される方は、当該送付希望先の住所、会社名、電話番号を記入して下さい。住所地への送付を希望される方は、この欄に記入する必要はありません。
- 送付先の記入例
(会社の場合)
〒○○○-○○○○ 東京都千代田区○○1-1-1
○○(株) 安全衛生課 気付
(実家の場合)
〒○○○-○○○○
東京都文京区○○1-1-1 ○○様方
- なお、受取人の名前は、必ず免許申請者の氏名が印字されます。免許申請者以外の方が受取人になることはできません。
- ⑬ 免許試験の学科試験に合格した後、当該学科試験が行われた日から起算して1年以内に実技教習を修了した方は、実技教習の修了年月日を記入して下さい。
- 実技教習を修了後、1年以内に免許試験の学科試験に合格し、「免許試験結果通知書」を交付された方は、学科試験を受けた年月日を記入して下さい。
- の方はその資格を取得した年月日を記入して下さい。
- 左端の□枠内に、該当する元号の番号を記入します。以下の年月日の記入要領は⑥と同じです。
- 記入しない下さい。

記入しないで下さい。

千葉 労働局長殿
令和 2 年 4 月 1 日

(受付印)

申請先 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局の健康安全主務課 (P29～P30 参照)

○申請書類記入等チェックリスト

	チェック欄
①	☐ 記入漏れはありませんか？
②	☐ 免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書ごと貼付しましたか？
③	☐ 各申請書の裏面に収入印紙 1,500 円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）（15 ページ参照）

試験免除

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの		備考	
チェック欄	添付書類		
① ☐	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。）なお、専用の窓空き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。	
② ☐	免許証送付用切手460円分（※）	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。（※）令和6年10月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。	
③ ☐	本人確認証明書等（17、28 ページ参照）	「申請者氏名」、「生年月日」及び「住所」の欄に記入した事実を証する書面（本人確認証明書）を添付して下さい。 ※旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、併記を希望する氏名又は通称が記載されているものを提出して下さい。 なお、18 ページ(9)口の「現在所持っている他の労働安全衛生法関係免許証」のうち新様式（ラミネート式又はカード式）のものを添付した場合（氏名、住所等記載事項に変更がない場合に限る）は本人確認証明書の添付は不要です。	

○該当する場合に添付するもの		必要となる場合	
チェック欄	添付書類		
④ ☐	免許試験結果通知書（原本）	◎免許試験の学科試験に合格した後、当該学科試験が行われた日から起算して、1年以内に実技教習を修了した方	
⑤ ☐	実技教習修了証	◎実技教習を修了後、1年以内に免許試験の学科試験に合格し、「免許試験結果通知書」を交付された方 ※ボイラー実技講習は実技教習ではありません。	
⑥ ☐	免許を受ける資格を有することを証明する書類（17ページ参照）	◎無試験で免許を受ける資格がある場合 ※添付する書類は、原本又はそのコピーとなります	
⑦ ☐	労働安全衛生法関係の免許証（原本） ※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。 提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※技能講習修了証ではありません。	◎労働安全衛生法関係の免許証を持っている場合 ※免許証を紛失している場合は再交付の手続きも必要です（7～8ページ参照）。 新規免許申請書とあわせ、免許証再交付申請書の提出先（1ページ参照）に提出して下さい。 ※氏名を変更した場合は、書替の手続きも必要です（11～12ページ参照）。 新規免許申請書とあわせ、免許証書替申請書の提出先（1ページ参照）に提出して下さい。 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続については、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい。詳しくは18ページを参照して下さい。	
⑧ ☐	所持免許申告欄（16ページ参照）	◎旧様式（二つ折りタイプ）の労働安全衛生法関係の免許証を所持している場合。 （申請書の項目番号②6に1を記入した上で、所持免許申告欄の記入・添付が必要）。	